

須崎市立地適正化計画

都市機能誘導区域に係る届出の手引

令和2年1月

都市機能誘導区域に係る届出について

須崎市では、令和2年1月に「須崎市立地適正化計画」を公表しました。この立地適正化計画に定める都市機能誘導区域の誘導施設の建築等を、その区域外で行う場合には、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)の規定に基づき、事前の届出が必要となります。

1. 届出の対象となる行為

事前の届出の対象となる行為は、都市機能誘導区域外で行う、下記の開発行為及び建築等行為です。また、都市機能誘導区域内の既存の誘導施設を休止または廃止しようとする場合も、事前の届出が必要となります。

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②既存建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
誘導施設の 休廃止	都市機能誘導区域内の既存誘導施設を休止または廃止する場合 ・休止とは、施設の再開の意思がある場合をいう ・廃止とは、施設の再開の意思がない場合をいう

2. 届出の対象となる誘導施設

都市機能誘導区域は、JR須崎駅周辺地区及び、JR多ノ郷駅周辺地区に設定しており、届出の対象となる誘導施設は、次のとおりです。

都市機能	誘導施設	JR須崎駅 周辺地区	JR多ノ郷駅 周辺地区
行政施設	国・県の分庁舎	○	—
医療施設	第2次救急医療施設	○	○
地域施設	文化会館・地域交流施設	○	—
	図書館・地域交流施設	○	○
商業施設	スーパーマーケット	○	○
金融機関	銀行・郵便局等	○	○

- ※ スーパーマーケット：生鮮三品を含む食料品、日用品を扱う店舗（コンビニエンスストア*を除く）
- ※ コンビニエンスストア：経済産業省が商業統計上で用いる定義である「30㎡以上 250㎡未満で、14時間/日以上営業し、食料品を扱う施設」

3. 届出の期日

開発行為又は建築等行為に着手する日の30日前までに、須崎市へ届出をしてください。

4. 届出書類

届出は、届出書(様式)に添付図書を添えて提出してください。届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、下記のとおり定められています。

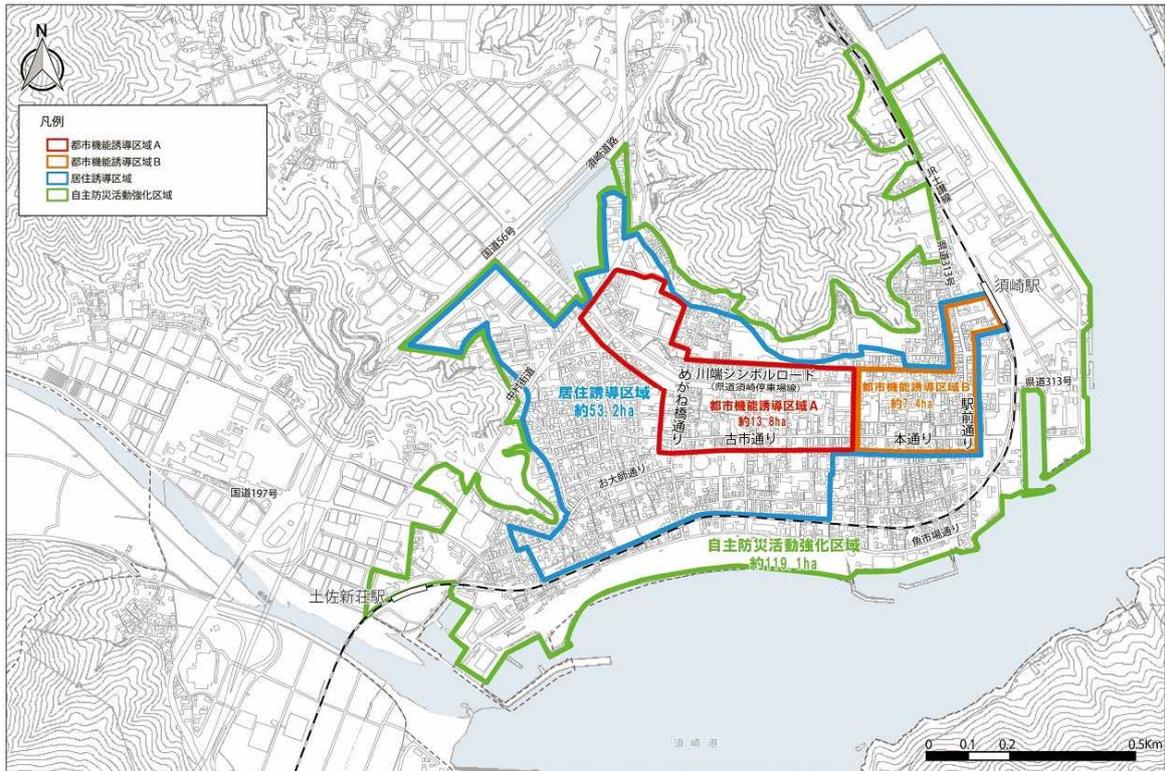
<p>開発行為 (法施行規則第52条)</p>	<p>①届出書:様式第18(第52条第1項第1号関係) ②添付図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺1,000分の1以上) ・設計図(縮尺100分の1以上) ・その他参考となる事項を記載した図書
<p>建築等行為 (法施行規則第52条)</p>	<p>①届出書:様式第19(第52条第1項第2号関係) ②添付図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内における建築物の位置を表示する図面 (縮尺100分の1以上) ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺50分の1以上) ・その他参考となる事項を記載した図書
<p>届出内容の変更 (法施行規則第55条)</p>	<p>①届出書:様式第20(第55条第1項関係) ②添付図書:上記のそれぞれの場合と同様</p>
<p>誘導施設の休廃止 (法施行規則第55条)</p>	<p>①届出書:様式第21(第55条の2関係) ※添付図書は不要</p>

5. 届出に対する市側の対応

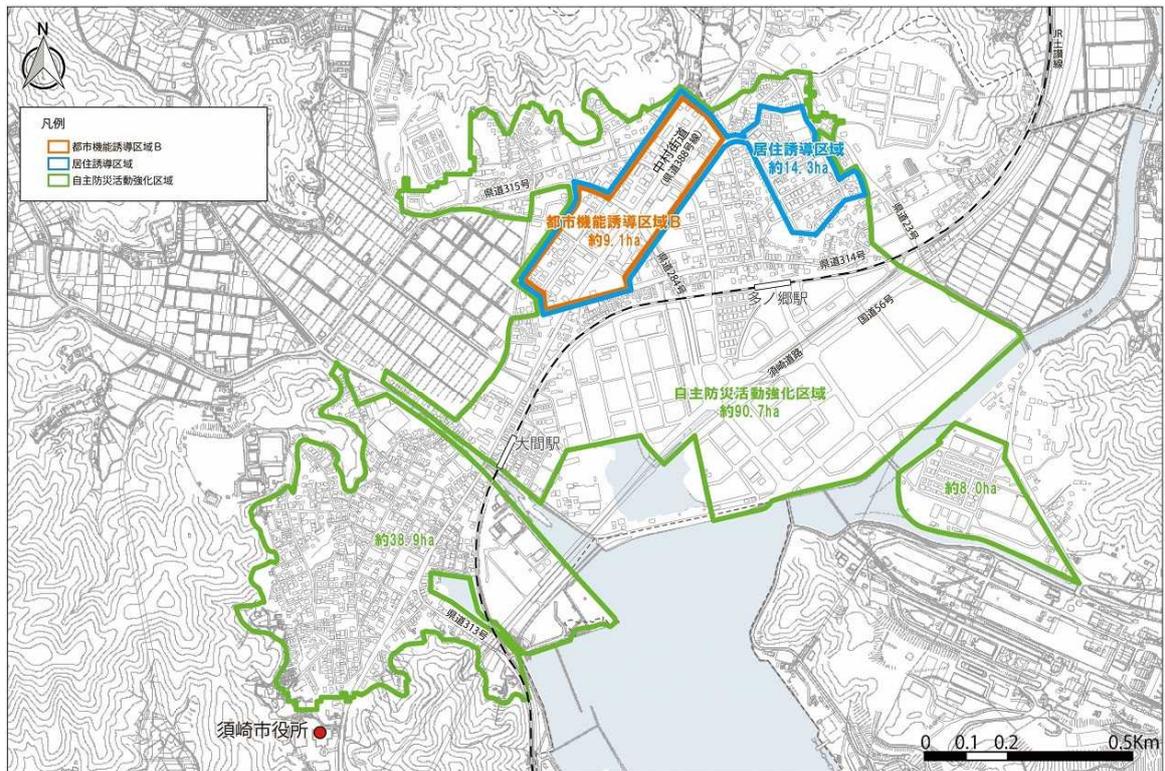
須崎市では届出を受けて、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動向を把握するとともに、税財政、金融上の支援措置など、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地誘導のため、施策に関する情報提供等を行うことがあります。

6. 誘導区域図

【JR須崎駅周辺地区】



【JR多ノ郷駅周辺地区】



届 出 様 式

様式第 18（第 52 条第 1 項第 1 号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、
下記により届け出ます。

年 月 日

須 崎 市 長 様

届出者 住 所

氏 名

印

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第19（第52条第1項第2号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、</p> <p>{ 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 }</p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>須 崎 市 長 様</p> <p>届出者 住 所</p> <p>氏 名 印</p>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第20（第55条第1項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

須崎市長様

届出者 住所

氏名

印

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第 21（第 55 条の 2 関係）

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

須 崎 市 長 様

届出者 住 所

氏 名 印

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止（廃止）しようとする年月日 年 月 日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - （1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - （2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。